

第五号様式（証票）(第十四条関係)

(裏)

(道路運送車両法抜粋)

第75条の6 国土交通大臣は、第七十五条第八項、第七十五条の二第五項及び第七十五条の三第六項の規定の施行に必要な限度において、第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者若しくは第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

第106条の4 (略)

第111条 (略)

(共通構造部型式指定規則の一部改正)

第五号様式（証票）(第十四条関係)

(裏)

(道路運送車両法抜粋)

第75条の6 国土交通大臣は、第七十五条第七項、第七十五条の二第四項及び第七十五条の三第五項の規定の施行に必要な限度において、第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者又は第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

第106条の4 (略)

第111条 (略)

第八条 共通構造部型式指定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第五号様式（証票）(第十四条関係)</p> <p>(裏)</p> <p>(道路運送車両法抜粋)</p> <p>第75条の6 国土交通大臣は、第七十五条第七項及び第八項、第七十五条の二第四項及び第五項並びに第七十五条の三第五項及び第六項の規定の施行に必要な限度において、第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者若しくは第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第106条の4 (略)</p> <p>第111条 (略)</p>	<p>第五号様式（証票）(第十四条関係)</p> <p>(裏)</p> <p>(道路運送車両法抜粋)</p> <p>第75条の6 国土交通大臣は、第七十五条第八項、第七十五条の二第五項及び第七十五条の三第六項の規定の施行に必要な限度において、第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者若しくは第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第106条の4 (略)</p> <p>第111条 (略)</p>

(自動車型式指定規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第七条 自動車型式指定規則等の一部を改正する省令（平成三十年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改正する。

第二条 削除

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

# 規 則

## ○国家公安委員会規則第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十二号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、及び内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令（昭和五十五年総理府令第四十二号）を専断するため、刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づき司法警察官等の指定に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年五月二十四日

国家公安委員会委員長 山本 順三